

令和 2 年 11 月 10 日

総 務 省
消 費 者 庁

携帯電話業界における「頭金」の表示や端末販売価格に関する注意喚起
～携帯電話端末の購入を検討している方へ～

ポイント

- ☑ 携帯電話業界では他業界と異なり、あらかじめ定められた「割賦払い額」の上乗せという意味で「頭金」という用語が用いられている場合があります。「頭金」がどのような意味で用いられているか注意しましょう。
- ☑ 「頭金 0 円」が殊更に強調された広告にはお気を付けください。「頭金」の減額により、他店より携帯電話端末が安くなるとは限りません。
- ☑ 携帯電話端末の販売価格は店舗ごとに異なります。支払総額の多寡をよく確認した上で購入しましょう。

「頭金」とは、住宅や自動車等の高額な財を購入する際に支払を割賦払いで行なう場合において、契約の成立時に販売価格の一部として支払うまとまった金額のことを指すものとして用いられています。このため、購入する財の価格から割賦払いの支払額を差し引いた額が「頭金」と表示されますが、多くの場合、消費者は与信限度額の範囲内で割賦払いの額と頭金を決定することが一般的です。

しかし、携帯電話業界では、これとは異なる用法で「頭金」が用いられており、消費者に誤認を与えるのではないかと指摘が総務省の有識者会議等においてなされていたほか、各地の消費生活センター等の消費者相談の現場にもこの件に関する相談が寄せられていました。

こうしたことから、今般、携帯電話業界独自の「頭金」という用語の用法について、利用者の立場に立った是正を求めることとしておりますが、消費者の皆様にも注意を喚起いたします。

携帯電話業界では、個々の販売代理店が携帯電話端末の販売価格を決定している一方で、当該携帯電話端末を割賦払い（個別信用購入あっせん契約）で販売する場合、割賦払いの上限額の設定は、個別信用購入あっせん契約を提供する携帯電話事業者によりなされることが一般的です。

その際、販売現場においては、通常、この上限額がそのまま「割賦払い額」と

して表示され、個々の店舗における端末の販売価格がその「割賦払い額」に何円上乗せしたものであるかを示すものとして「頭金」表示が用いられることが多くなっています。このため、割賦払い額に上乗せをしないことをアピールする観点から「頭金０円」を強調する店頭広告も多く見られたところです。

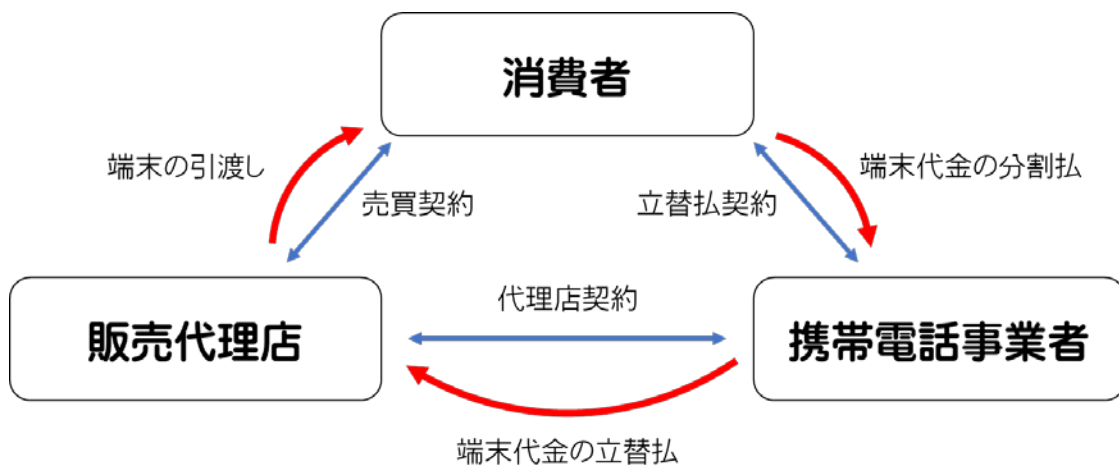
しかし、携帯電話端末には「希望小売価格」がなく、いわゆる「頭金」を含めた販売価格が店舗ごとに異なるという事実は、必ずしも広く認識されていません。このため、利用者が、「頭金」を支払うことにより割賦払いの額が減少すると誤認したり、「頭金」の割引を「希望小売価格」からの割引であると誤認したりするほか、「０円」が強調されることで、その携帯電話端末が非常に安価に販売されていると誤認したりして、トラブルにつながるといった事例が発生しています。

こうしたトラブルを避けるため、消費者の皆様においては、携帯電話端末の販売価格が店舗ごとに異なるものであることを十分に認識し、支払総額の多寡についてよく確認した上で購入していただくよう、お願いいたします。

なお、実際には割賦払いの額に影響しないにもかかわらず、「頭金」を支払うことによりこれが減少すると誤認させる表示、実際には一括払いの場合にも「頭金」に相当する額も支払う必要があるにもかかわらず、あたかも一括払いの場合には支払う必要がないと誤認させる表示、「頭金」を減額したり、「頭金０円」を殊更に強調したりすることにより他の店舗よりも安くなるとの事実と反する印象を与える表示は、景品表示法（昭和三十七年法律第百三十四号）における有利誤認に当たる可能性もあるため、総務省及び消費者庁では、連携して、携帯電話事業者や販売代理店に対して、不適切な表示が行われないよう是正を促してまいります。

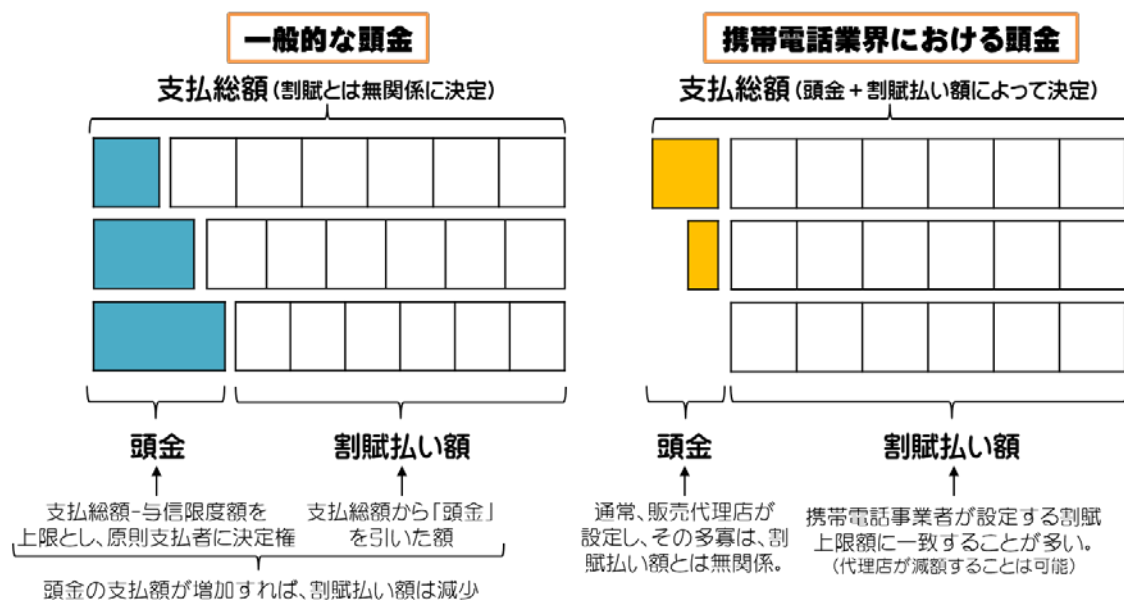
以上

参考1 携帯電話端末の代金の支払方法のイメージ（個別信用購入あっせん契約の模式図）



※ 上図でやり取りされる金銭は、「頭金」を除いたものであることに留意。

参考2 一般的な「頭金」と携帯電話業界における「頭金」の用法の差異（模式図）



※ あくまで一般論を示したものであり、これ以外の「頭金」の用法が用いられている可能性を否定するものではないことに留意。

参考3 「頭金0円」の訴求イメージ

